

# わたしたちの 働きかた 2018

働き方改革通信  
平成30年6月6日

発行：長野県教育委員会  
(義務教育課)

## 学校閉庁日とは？



勤務を要する日において、  
日直等を置かない日

県教育委員会では、このように定義し、各市町村、学校で、本年度中にできるところから試行できるようはたらきかけています。

- ◇「勤務を要する日」において、公署である学校が完全無人化となることは、とくに問題ありません。(文部科学省初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)付運営支援推進係)
- ◇学校閉庁日は「勤務を要する日」であるため、年休等の措置が必要です。

## 全県一斉で取り組む長期休業期間中の学校閉庁日の実施に向けて

学校閉庁日を設定することは、年度途中からでも働き方改革の一環として実施できる取組です。保護者の理解と協力を得ながら、右のような点を考えて、学校閉庁日の実施に向けてご検討ください。

- ・市町村が主催する会議・研修会等を行わないことのできるか
- ・部活動やプール開放等を行わないことのできるか
- ・緊急時の対応は、第1報の窓口をどこに置くか
- ・保護者へ、学校閉庁日を設定する趣旨や、緊急時の連絡先等をお知らせする  
など

### 長期休業期間中に学校閉庁日を設定することについて

- ◇「学校における働き方改革に係る緊急提言」(平成29年8月29日・中教審)
  - ・「長期休暇期間においては、一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと」
- ◇「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成29年12月26日・文科大臣決定)、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(平成30年2月9日・文科省通知)
  - ・「長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと」

5月21日に配信しましたこのおたよりに、さっそくご質問やご感想をお寄せいただいています。今回は、ご質問が多かった「学校閉庁日」についてとり上げました。今後も、働き方にかかわる情報を、ぜひお寄せください。 ⇒ [gimukyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:gimukyo@pref.nagano.lg.jp) (カイカク係あて受付中)